

令和2年度行政監査の意見に対する措置状況

「県有施設の安全管理について」

項目名	監査委員の意見	措置状況
まえがき	<p>県有施設の安全・安心を確保するためには、日常の管理を適切に行うことはもとより、万が一の火災や災害発生時に備えて、施設の利用者や職員の安全の確保及び被害の拡大防止に係る対策を講じておくことが重要である。</p> <p>今回、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）で定める施設機能の維持保全・被害拡大防止及び消防法（昭和23年7月24日法律第186号）で定める防火・防災管理の視点等を中心に、県が管理する県有施設を監査した結果、防火管理に対する理解や安全管理の意識が不十分な施設があり、是正又は改善を要する事例が認められた。</p> <p>そのため、前章とこれまでに実施した委員監査を踏まえ、以下、監査委員として意見を述べる。</p>	
第1 施設の保全管理について	<p>1 防火管理者の選任について</p> <p>消防法第8条の規定に基づく防火管理者の選任が必要な防火対象物であるにもかかわらず、複数年度にわたって人事異動に伴う管理者の解任及び選任の手続がなされていない所属が複数認められた。</p> <p>防火管理者は、消防法で不特定多数の人が集まる施設等の管理権原者に任命・選任することを義務付けており、火災等を未然に防ぐための管理を業務として行い、被害を防止するための施設に見合った消防計画を作成し、計画的に管理する責任者である。</p> <p>また、今回の監査において、防火管理者の選任に関する明文化された基準がなく、それぞれの所属において、管理権原者が任意で選任している状況が確認された。防火管理者は、法令に反する事案があった際には罰則が科せられるなど、管理責任を負う立場であることから、選任に当たっては、管理職の職員がその職に就くことが適当であると考えられる。</p> <p>なお、防火管理者となるためには、「防火管理（新規）講習」の受講が必要とされるなど、一定の資格要件があり、資格を有していない者を選任しようとする場合には、資格を取得するまでの間、防火管理者不在の状態となる。この状態では、施設管理上、支障を来すおそれがあるので、その間、他に有資格者がいる場合は、暫定的に選任しておくことも対応としては必要ではないかと考える。</p> <p>以上のことから、防火管理者の選任基準を定めるとともに、各施設の防火管理者の選任漏れを防ぐため、定期的に選任状況の報告を求めてチェックするなどの対応が必要であると考えられる。また、防火対象物の管理権原者は、防火管理者の任命・選任を適時適切に行うよう、厳に留意されたい。</p>	<p>消防法施行令第3条においては、防火管理者に求められる地位として、「防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるもの」と明記されていることから、御指摘のとおり、原則として管理監督的地位にある職員が防火管理者の職に就くことが適切であり、また、人事異動による防火管理者の不在期間がないように適時適切に任命するなど選任管理を徹底することが重要である。</p> <p>については、各施設において防火管理者の不在等を防止し、適時適切に防火管理者の任命・選任が行われるよう、各施設管理者に対し通知等を行うとともに、必要な助言を行っていきたい。</p>

<p>2 点検における要是正箇所への対応措置について</p>	<p>県有建築物の長寿命化と安全性の確保を効率的に行うことを目的として、土木部営繕課では、平成 26 年度から延べ床面積 100 ㎡を超える学校、図書館、寄宿舎等の特殊建築物及び 500 ㎡を超える事務所等を対象に 3 年周期（学校は 6 年）で建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づく建築物の点検を一部兼ねる「県有建築物保全点検」を実施、施設管理者が行う計画的な保全を専門的な立場から支援している。</p> <p>この点検結果において、「D 判定（要是正）」とされた箇所については、おおむね速やかに改善措置が講じられてはいるものの、「C 判定（要計画改修）」とされた箇所については、施設管理者が中長期保全計画の中に位置づけてもなかなか予算化されず、施設の安全管理上、利用者等の危険を回避するため、使用禁止や立入禁止の措置をとらざるを得ない状況にある施設が複数確認された。</p> <p>また、建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づく建築設備の年 1 回の点検については、施設管理者が業務委託等により実施しているが、点検が義務付けられている換気（空調）設備、排煙設備、給水設備、排水設備、非常用照明装置、防火設備及び昇降機を対象とせずに行っている施設が散見されたため、改めて根拠法令等を再確認して遵守するよう改められたい。</p> <p>さらに、消防法第 4 条、第 16 条の 5 の規定に基づく消防署による立入検査において、消火器具動作不良及び消火栓設備不良の指摘があり、速やかな改善を求められたにもかかわらず、4 年間にわたって改善計画書の提出もなく放置されていた事案が確認された。加えて、消防用設備等定期点検においても、委託業者からは是正を指摘されたにもかかわらず未改善のままで、消防署長からの指導書（消防法第 17 条違反）が交付された後、ようやく改善措置を講じて消防署に改善報告書を提出した杜撰な管理と言わざるを得ない事案も認められた。</p> <p>法定点検や日常点検によって発見された不具合について、長期間改善せず放置するような事態は、公有財産規則で規定する「常に良好な状態に維持、保存する」ことを求めた管理の原則に反する取扱いであり、県有施設に対する安全性に疑念を招き、事故発生時には県民の信用失墜につながるおそれもあることから、速やかな改善措置を講ずるよう改められたい。</p>	<p>県有施設の定期点検は、平成 17 年の建築基準法の改正により施設管理者へ義務付けられ、土木部では専門的な立場から各施設管理者への支援として、「県有建築物保全点検」を担っている。</p> <p>この点検結果については、点検時に立ち会った施設の担当職員へは口頭で、その後、遅滞なく公文書で各部局主管課を通じて施設管理者へ通知しており、「D 判定（要是正）」や「C 判定（要計画改修）」を中心に施設管理者が優先順位などを考慮し是正が進められているものと理解している。</p> <p>土木部営繕課では、総務部財政課に対して「D 判定（要是正）」及び「C 判定（要計画改修）」の検査結果を情報提供し、施設管理者における改修等の財源確保が円滑に進むよう配慮している。ただし、D 判定又は C 判定の施設については、改修に時間を要する場合には様々な弊害が生じることが想定されるため、定期点検時には、当面の危険回避方法として立入禁止措置等、改修の必要な態様に合わせて専門的な立場から具体的な対策を助言・指導している。</p> <p>このようなことから、土木部営繕課では、定期点検時に対策を要する施設で必要な対策が進んでいない場合、経年劣化による状態の変化などを注視の上、緊急性や危険性などを考慮して施設管理者が行う中長期保全計画の見直しに際しても、助言するなどの新たな支援策を令和 3 年度から実施することとしている。</p> <p>建築基準法第 12 条第 4 項の規定による建築設備の点検の必要性については、土木部営繕課から各施設管理者に対して周知を図っている。しかしながら、法定点検対象か否かを施設管理者が把握仕切れていない現状が散見され、このことが点検の進まない要因であると考えられることから、法定点検に関する講習会企画などの対策を土木部営繕課へ検討依頼するとともに、県庁舎等における対応状況を参考事例として施設管理者あて情報提供することについて検討していきたい。</p> <p>消防法に基づく立入検査又は消防用設備等定期点検における指摘事項については、施設利用者の安全確保の観点からも速やかに改善すべき事項である。また、法定点検や日常点検によって発見された不具合について</p>
--------------------------------	---	---

			<p>も、施設運用への影響を考慮した対応が必要であるとする。</p> <p>しかし、施設管理業務に対する知識や経験不足等により対応が進まないことも考えられるため、県庁舎等における対応状況を参考事例として施設管理者あて情報提供することについて検討していきたい。</p>
--	--	--	---

<p>第2 施設の安全確保について</p>	<p>1 火災・災害の発生時における対応マニュアル等の整備について</p>	<p>火災や地震等の災害や事故発生時に、施設の利用者や職員の安全を確保し、被害を最小限に抑えるためには、緊急時に必要な行動や役割分担、連絡体制等についての対応マニュアルを作成し、あらかじめ職員に周知しておくことが重要である。</p> <p>今回の監査において、災害発生を想定した対応マニュアル等の整備状況について書面調査を行ったところ、「特に整備をしていない」と回答した所属が15.6%、「部局単位で整備されたものを共有している」と回答した所属が13.7%であった。そのほか実地監査においては、基本的事項のみの記載にとどまり実態にそぐわない内容のもの、マニュアルが所属職員に十分に周知されていないケースなどが確認された。</p> <p>また、マニュアルの内容が長期間見直されていない所属も認められたが、施設の規模や用途、利用状況等に合わせた内容となるよう随時見直しを図り、緊急時の発生に備えた事前の体制整備を万全にしておくよう努められたい。</p>	<p>御指摘のとおり、火災や地震発生時に適切に対応をとるためには災害対応マニュアルの整備、定期的な内容の見直し及び所属職員への十分な周知が重要である。</p> <p>県においては、復興・危機管理総務課において大規模災害応急対策マニュアルを作成しており、全庁的には当該マニュアルで対応にあたることになることと認識しているが、施設毎の災害対応マニュアルについては、施設の規模・設備・収容人員など、各庁舎の固有の事情及び性質に応じ、各施設管理者の責任において作成されることが重要であると考えられる。</p> <p>については、それぞれの施設の固有の事情を考慮した内容の災害対応マニュアルが作成されるよう、機会を捉えて周知していきたい。</p>
	<p>2 防火管理意識の徹底について</p>	<p>施設の安全・安心を確保するためには、消防計画の作成や消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務を行う防火管理者の責務が重大かつ重要である。</p> <p>今回の監査においては、消防計画書で定める消防訓練の実施内容や回数が実態と相違している、あるいは災害対応や業務多忙を理由に訓練を実施していないなどの所属があり、防火管理者の認識不足等に起因した是正又は改善を要する事例が複数認められた。</p> <p>また、消防訓練は、「訓練計画の策定」、「訓練の実施」、「訓練実施結果の検証」を繰り返すことにより、職員の危機管理意識の向上や火災発生時の迅速な行動につながるが、事後検証が十分に行われず、毎年、同様の訓練を繰り返している所属も散見された。</p> <p>なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第25条第1項の規定に基づく避難器具の設置を必要とする防火対象物には、避難はしご、避難ロープ、救助袋等が設置されているものの、一部の所属においては、避難器具を訓練時に使用することもなく、かつ職員は使用方法を理解しておらず、火災等の非常事態に直面した際に的確にこれらの避難器具を使用できるか懸念される状況にあることが実地監査において確認された。</p> <p>今後は、施設の管理権原者は防火管理者に動機づけを行い、防火管理者は防火管理上必要な業務について再度確認を行い、所属職員に対して防火管理意識を徹底するよう努められたい。</p>	<p>御指摘のとおり、施設の安全・安心を確保するためには、消防計画の作成や訓練の立案等、防火管理上必要な業務を行う防火管理者の責務は大変重要なものである。</p> <p>また、消防訓練の実施にあたっては、様々な災害想定のもとで、施設に備えられている各種避難器具等を使用するなどし、所属職員の防火に係る技術の取得及び防火管理意識の向上を図ることが必要であると考えられる。</p> <p>については、各施設管理者及び防火管理者は管轄する消防機関との連携が不可欠であり、消防訓練の実施にあたっては、施設に備えられている避難器具等の使用方法を確認しながら、様々な状況を想定した訓練等を行うことにより、所属職員の防火に係る技術の取得及び防火管理意識の向上に繋がるよう、消防機関と連携した実効性のある訓練の実施について通知等により周知を図ることとした。</p>

<p>第3 施設 の運用 状況につ いて</p>	<p>1 遊休施 設の管理に ついて</p>	<p>県有施設の運用状況については、ユニバーサルデザインの導入や既存設備のバリアフリー対応への改修、情報発信力強化のために展示物の陳列や情報誌等の配架方法を工夫するなど、利用者の利便性向上を図るための各種取組が行われている。</p> <p>また、組織再編や組織体制の見直し等へ対応するため、執務室の配分等に当たっては、既存施設の転用などの有効活用が効率的に行われている。</p> <p>一方、組織再編や職員宿舍の廃止に伴い遊休化している施設のうち、処分が進まず今後の方針が定まっていけないものなど施設管理上、問題を抱えている事案が認められた。</p> <p>特に、県立高等学校の統合再編による供用廃止後、長期間、遊休状態にある校舎等の施設については、防犯上の観点から警備業務や敷地内の草刈等の維持管理業務を継続的に業者委託するなど、恒常的に経費負担が発生しており、加えて今後も引き続き管理責任を負うリスクが相当程度想定されることから、早期に対応策を講ずる必要がある。</p>	<p>県として今後利用する見込みのない財産（以下「当該財産」という。）の処分を円滑かつ適切に推進するため、未利用財産売却推進要領を定めている。</p> <p>当該財産についての土地境界確定等の売却条件の整備については、財産管理部局において行うものとしており、売却条件の整った財産から順次総務部長が引き受けるものとしているが、供用廃止となった県立高等学校を含め、今後の方針が定まっていけないことにより処分が進まない財産については、処分条件の整備に向け、財産管理部局と連携していく。</p>
<p>第4 施設 管理にお ける課題 等</p>	<p>1 長期的 視点での施 設の更新・ 修繕につい て</p>	<p>本県では、平成28年7月、県の所有管理する公共施設等の現状及び取り巻く将来見通しを基に、長期的・総合的な視点に立ち、今後10年間における公共施設等の管理の基本方針「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定した。</p> <p>この中で令和2年度までに施設の所管課・部局において、施設の廃止・統廃合・長寿命化等を計画的に行う「個別施設計画」を策定して総務部管財課が取りまとめ、県の財政状況を踏まえて年度間の経費の平準化を図りながら、更新・修繕を行っていくこととしているが、計画の策定状況は、巻末資料3「個別施設計画策定状況（R2.4.1現在）」のとおりとなっている。</p> <p>公共施設等の更新・修繕に要する経費の確保は、県の財政運営上、重要な要素の一つであることから、計画未策定の施設については、早急に策定するよう取り組まれない。</p>	<p>個別施設計画については、宮城県公共施設等総合管理方針に基づき、令和2年度までに策定することとしている。</p> <p>令和2年度は、各施設の所管所属に対し令和2年9月及び令和3年2月に通知を發出し、計画の年度内策定を促した。</p> <p>令和2年度末時点で未策定の施設については、引き続き文書等で指導するとともに、未策定の施設の状況を調査し、令和3年6月開催予定の公有財産調整会議において情報提供を行っていく。</p>

<p>2 県有施設に係る総合的な管理体制のあり方について</p>	<p>本県における県有施設の管理は、庁舎管理規則(昭和40年8月27日宮城県規則第64号)第3条第2項の規定で庁舎の管理責任者を定め、公有財産規則(昭和39年3月30日宮城県規則第8号)第14条の規定では、「部局長、課長、地方公所長及び事務主任者は、その管理に属する公有財産を常に良好な状態に維持、保存し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。」としている。今回の監査において、施設の管理はそれぞれの庁舎の管理責任者である所属長が基本的にやっていることは確認できたが、県全体として施設の管理状況を把握している体制にはなっていない実態にあることが判明した。</p> <p>このことが、関係法令で義務付けられている建築設備に係る法定点検の一部未実施や諸手続の失念、防火設備の不備の見過ごし、安全管理上必要とされる消防訓練の未実施や対応マニュアルの未整備などの発生の一因となっていることから、公用又は公共施設の管理者として法令遵守の徹底及び施設利用者の安全確保を図る観点からも県全体の一元的な管理体制のあり方について検討すべきと考える。</p>	<p>庁舎管理については、各施設の固有の事情及びニーズに応じ、各施設管理者の責任において、それぞれ固有の事情を考慮した安全性の確保を各施設管理者が責任をもって担うべきであり、県全体の一元管理を実施するよりも先んじて、各施設管理者の施設の安全性の確保について意識づけの強化を行うべきであると考え。</p> <p>については、各施設管理者の防災への意識を高めることができるよう、関係法令で義務づけられている建築設備に係る法定点検・諸手続や安全管理上必要とされる消防訓練の実施及び防災マニュアルの作成など、全庁対応のチェックリストを作成し、それを運用することにより適正な管理ができるよう検討していきたい。</p> <p>また、各施設管理者に対し、施設の安全確保について必要な知識に係る情報の提供及び助言を行うことによる支援を行ってきたい。</p>
<p>3 施設管理業務に係るマニュアル等の整備について</p>	<p>施設管理業務を担当する職員には、建築・設備・防火・防災関係法令や技術的見地に基づく専門的な知識などが求められるが、今回の監査においては、各所属の担当職員から「業務内容の習得は、前任者からの事務引継に依るところが大きい。」「担当職員向けの基礎的な知識や技術を取りまとめた管理マニュアルの整備や研修会の開催が望まれる。」といった意見があった。</p> <p>県有施設の管理権限は各所属長に委ねられており、施設管理業務の担当職員は、人事異動により初めて業務に携わることになることが多い。業務内容は、管理する施設の規模、用途によりそれぞれ異なるため、前任者からの引継事項を基に前例踏襲で業務をこなしている場合が多く、緊急時の発生への対応が万全であるとは必ずしも言えない状況にある。</p> <p>このような状況を全庁的な課題として捉え、施設の種類・用途に応じた管理業務に関するマニュアルの整備や担当職員向けの研修会の開催など、担当職員の知識習得やスキルアップするための機会の創出について検討されたい。なお、検討に当たっては、担当職員の業務負担を勘案するとともに、現場のニーズをよく酌み取り、それらがより実効性の高いものとなるよう期待する。</p>	<p>庁舎管理については、各施設の固有の事情及びニーズに応じ、各施設管理者の責任において、それぞれ固有の事情を考慮した安全性の確保及び所属職員に対する防火管理に係る意識づけの強化等を行うべきと考える。</p> <p>このことから、各施設管理者が各施設の実態に則したマニュアルの作成や、所属職員の知識取得及び技術向上の一助になるよう、各種通知による助言もしくは消防署等から講師を招いた研修会開催事例など積極的な取り組みも紹介していくことを検討したい。</p>

<p>むすびに</p>		<p>本県の県有施設は老朽化が進む一方で、事故未然防止等の観点から新しい施設基準に適合する設備への更新やデザイン性に優れ機能性の高い設備を備える新たな施設が建築されるなど、施設管理に関する業務は複雑化、多様化してきている。</p> <p>県有施設は災害発生時には救助・復旧活動の拠点や避難所等としての役割も求められており、より一層の適正な管理に努め、県民をはじめとする多くの方々に安全かつ安心して利用していただけるよう、施設の保全及び機能維持に努められたい。</p>	
-------------	--	---	--